

公益社団法人国分寺市シルバー人材センター 安全管理委員会設置規程

(目的)

第1条 公益社団法人国分寺市シルバー人材センターにおける会員の健康と安全に関する事項を検討し、その対策を推進するため、社団法人国分寺市シルバー人材センター安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) その他、会員の健康と安全に関する必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員を以て構成する。

- (1) センター役員 4名以内
- (2) 職群別の会員 4名以内

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員会に、委員長を置き、委員の中から互選する。

(平成19年1月26日施行、規程一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成23年4月22日施行、規程一部改正)

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に、開催する。

2 委員会の運営は、委員長が当たる。

(安全就業推進員の設置)

第6条 委員会のもとに、国のシルバー安全就業対策推進事業に基づき、安全就業推進員（以下「就業推進員」という。）を置く。

2 就業推進員に関する取扱いは、別に定める要綱による。

(安全対策推進員の設置)

第7条 委員会のもとに、会員の健康増進と就業の安全を確保するため、センター安全対策推進員（以下「対策推進員」という。）を置く。

- 2 対策推進員に関する取扱いは、別に定める要綱による。
- 3 委員会は、対策推進員を掌握し、指導教育を行うものとする。

(関係機関との連携)

第8条 委員会は、(財)東京しごと財団に設置されているシルバー人材センター安全対策会議及び各地区センターが設置する安全管理委員会と連携し、会員に対する安全対策を推進するものとする。

(平成19年1月26日施行、規程一部改正)

(関係者の参加)

第9条 委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(報告)

第10条 委員長は、必要の都度、委員会の検討結果を会長に報告するものとする。

- 2 会長は、必要のある事項についてシルバー人材センター安全対策会議に報告するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。(全部改正)

附 則

この規程は、平成19年1月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。